

税法上の特例

国では、公共事業にご協力いただいた方に、税法上の特例を設けています。

事業用地を譲渡した場合の特別控除

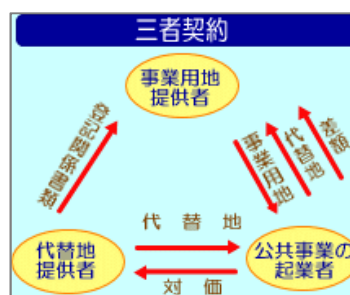
土地を提供された方の税負担を軽減するため、次の2つの特例のうち、どちらか一方を選択することができます。

1. 土地を売却したことによる対価補償金(資産の譲渡により受ける補償金)については、補償を受ける方一人につき「5000万円を限度として」譲渡所得の特別控除を受けることができます。ただし、この特例は同一事業につき1回限りで、さらに公共事業施行者の買取り等の申出から6ヶ月以内にご契約をいただいた場合に限られます。
2. 対価補償金で「2年以内に代替資産(同種の資産に限られる)を取得した場合」には、取得価格に相当する金額について、譲渡がなかったものとして課税が繰り延べられます。

代替地を譲渡した場合の特別控除

事業用地の提供者に対して代替地を提供して下さる土地の所有者(代替地提供者)に対しても租税特別措置法上の優遇措置があります。

事業用地提供者、代替地提供者、国土交通省の三者により契約(三者契約)をした場合、代替地提供者に対して「1500万円の特別控除」の適用が受けられます。



課税の特例について

補償金の全部が対象となるとは限りません。補償金の項目・内容によっては課税の対象となります。また、相税特別措置法の適用条件は個々により異なりますので、詳しくは所轄税務署にご相談下さい。

税務申告について

税法上の特例を受けるには、確定申告書に特例を受ける旨を記載して、国土交通省が発行する「買取り等の申出証明書」及び「買取り等の証明書」を添付のうえ納税地の所轄税務署に提出する必要があります。